



令和5年度第2回都道府県私立学校主管部課長会議

専修学校の振興策について  
(職業実践、修学支援、留学生、高等専修など)

文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



# 専修学校の現状と課題

## 専修学校の現状

### ◆ 専修学校の特徴

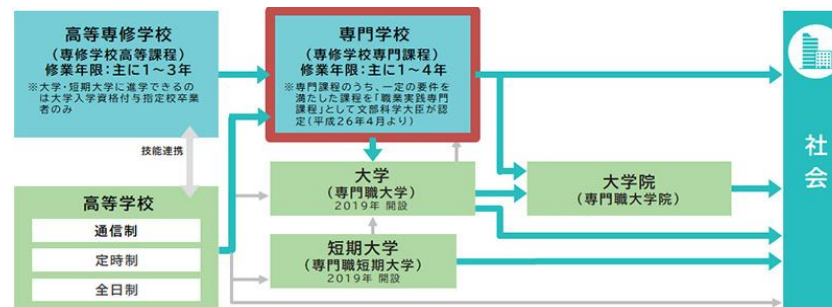
- ✓ 社会の変化に即応した**実践的な職業教育機関**。また、修業年限や教員構成などが大学に比べて自由度が高い。
- ✓ 各種国家資格の指定養成施設。人手不足の業界に対し、**エッセンシャルワーカー**を輩出。(30以上の国家資格の学歴要件。看護師、介護士、理学療法士、自動車整備士、理容師・美容師、調理師などの多くを輩出)
- ✓ 大学等に比べ、**卒業生の地域への就職率が高い**。

### ○ 専修学校の現状

※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

区分	学校数	生徒数
高等課程	386校	33,150人
専門課程	2,693校	555,342人
一般課程	140校	19,459人
総計	※ 3,020校	607,951人

### ◆ 専修学校の制度的位置づけ



### ○ 他の高等教育機関との比較

※進学率はそれぞれ高等教育機関への入学者に占める割合。  
※大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。

区分	専修学校 専門課程	大学	短期大学
進学率	21.9%	57.7%	3.4%

出典：令和5年度学校基本統計（令和5年5月1日現在）

## 最近のトピック

### ○ 職業実践専門課程の推進

- 専門学校のうち、**企業等と密接に連携して実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が認定**
- 平成25年度に制度化。**認定率約4割**（1,093校/2,721校）（R5.3月）
- 令和4年度より職業実践専門課程認定校に係る都道府県補助に対し、**特別交付税措置**
- 認定要件の明確化等により**更なる取組の充実・質の向上**を図る。

### ○ 修学支援新制度

- 令和2年度より制度化。
- **専門学校生も修学支援新制度の対象**となっており、**大学生と同様に支援**を実施。
- 今後の中間層の**多子世帯**や**理系学生への支援**の拡大の検討。

### ○ その他

- **リスキング・リカレント教育**。（職業実践専門課程の認定課程は教育訓練給付金の支給対象。）
- **留学生の受入れ**
  - ▶ 高等教育機関への留学生のうち、専門学校の占める割合は**約34%**（78,844人/228,403人）
  - ※留学生30万人計画を達成した令和元年度
  - ▶ 卒業生の国内定着・就職支援
    - 新しい学校認定制度と在留資格運用の見直し（法務省と連携）
- IT分野等の**理系/人手不足分野への対応**。 → 設置基準緩和。

# 職業実践専門課程について

## 職業実践専門課程とは

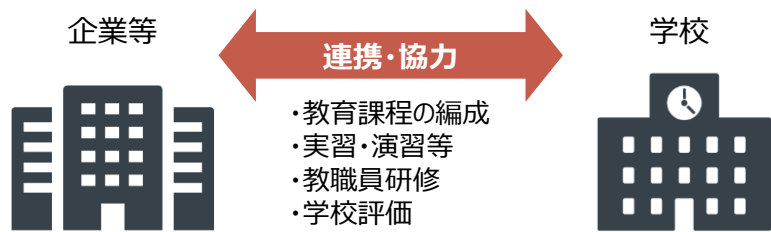
専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度。平成26年度から制度開始。

## 認定要件

- **専門士**※又は**高度専門士**※※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して**学校関係者評価と情報公開**を実施

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



認定数 **1,093校 3,165学科** (令和5年3月時点)

**認定割合は、全専門学校の約 4 割**

## 質の保証

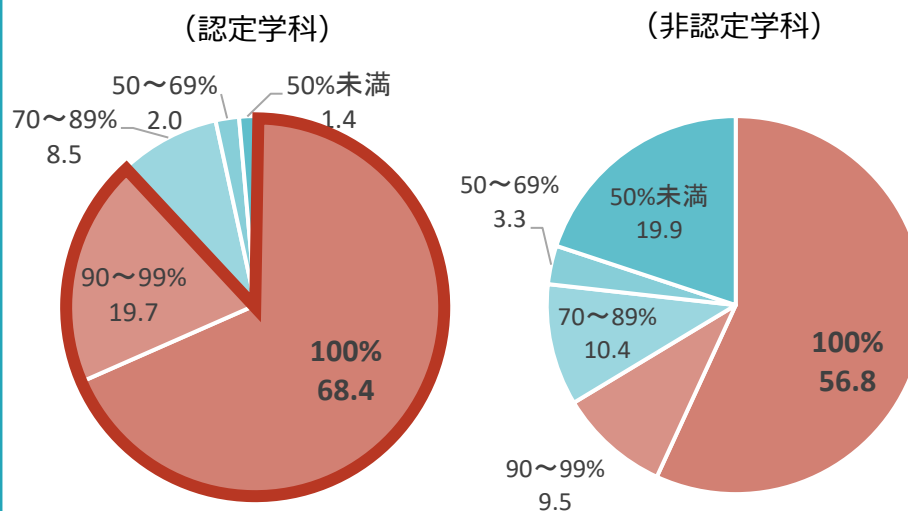
- 3年に一度フォローアップを実施。認定要件を満たさない場合は認定取消。
- 今後、認定学科に対する第三者評価の段階的な義務化を検討。

## 認定の効果・成果

### 政策上の効果

- 職業実践専門課程を対象とした都道府県の上乗せ補助に対する特別交付税措置（総務省、文部科学省）
- 教育訓練給付金の対象（厚生労働省）

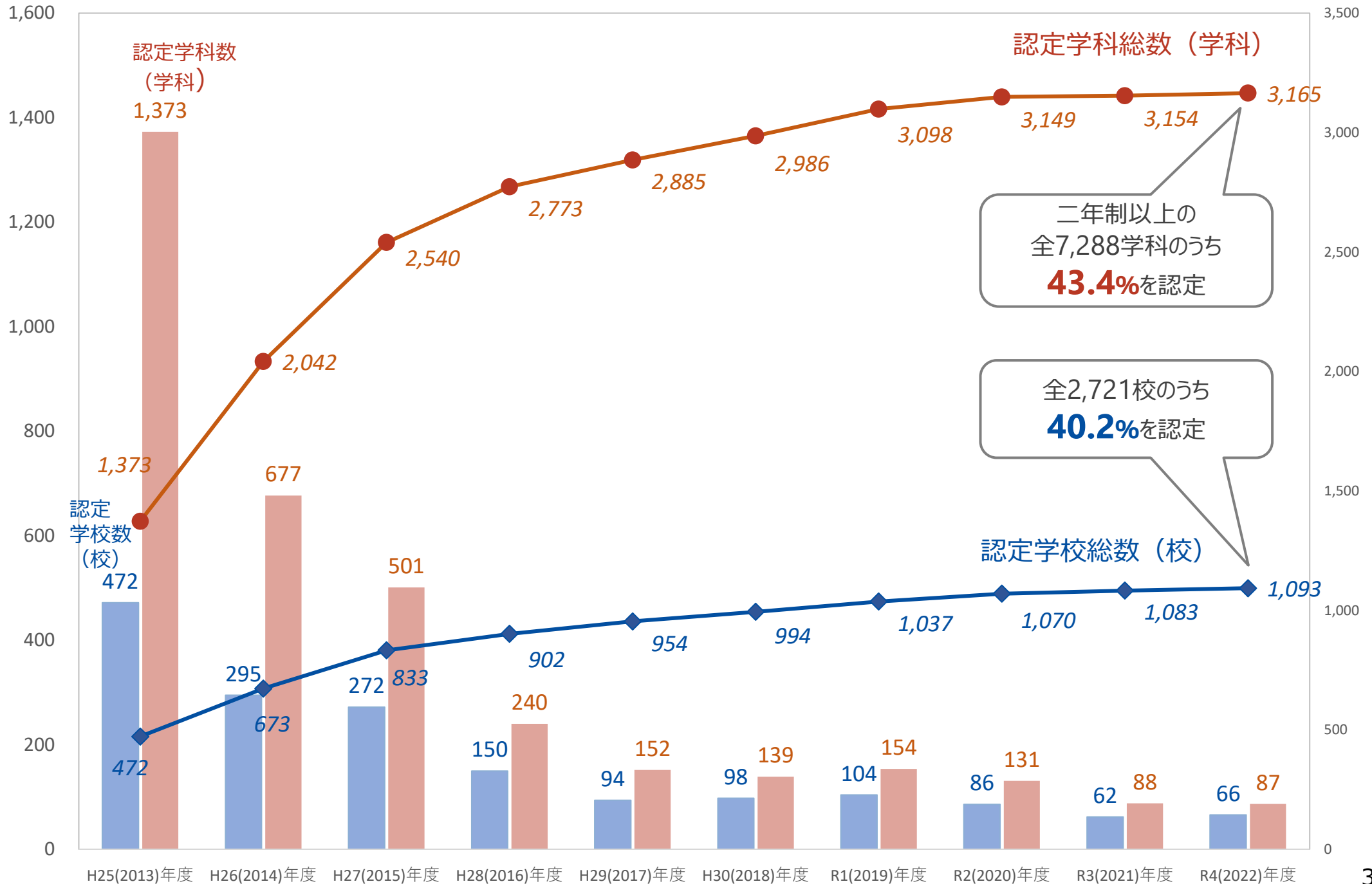
### 認定による成果（就職率の割合）



出典：平成28年度「職業実践専門課程」の実態に関する調査研究（三菱総合研究所）

※ 各階級の中央値を用い、学科ごとの就職率から平均を求めると認定学科は95.3%、非認定課程は81.1%。全体平均は85.5%（学科ごとの就職率に基づく単純平均。認定学科は規模が大きい傾向があり、学生数に基づく加重平均は就職率は増える見込み）。なお、平成27年度大学等卒業者の就職状況調査（平成28年4月1日現在）の就職率は97.0%。上記全体平均との乖離は、上記加重平均の算出や、三菱調査における学校回答の母数を就職希望者でなく卒業生とした学校が含まれることが原因と考えられる。

# 職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



# 「職業実践専門課程」の都道府県別認定状況について（令和5年3月27日）

	位置	令和4年度 認定状況		合計	
		学校数	学科数	学校数	学科数
1	北海道	0	0	72	174
2	青森県	0	0	6	14
3	岩手県	0	0	16	46
4	宮城県	3	3	30	121
5	秋田県	1	4	3	11
6	山形県	0	0	7	15
7	福島県	4	6	10	54
8	茨城県	0	0	17	40
9	栃木県	0	0	15	38
10	群馬県	1	1	28	55
11	埼玉県	1	1	32	62
12	千葉県	3	5	29	62
13	東京都	11	15	157	558
14	神奈川県	0	0	44	99
15	新潟県	3	3	37	159
16	富山県	1	1	6	9
17	石川県	0	0	14	28
18	福井県	0	0	6	18
19	山梨県	1	1	6	9
20	長野県	0	0	23	46
21	岐阜県	0	0	10	17
22	静岡県	4	5	36	93
23	愛知県	5	8	59	200
24	三重県	0	0	6	12
25	滋賀県	0	0	0	0
26	京都府	4	4	25	70
27	大阪府	3	4	105	338
28	兵庫県	1	1	27	74
29	奈良県	0	0	4	10
30	和歌山県	0	0	4	10
31	鳥取県	0	0	2	6
32	島根県	0	0	7	21
33	岡山県	4	7	17	66
34	広島県	1	1	21	54
35	山口県	0	0	10	24
36	徳島県	1	2	7	24
37	香川県	1	1	11	36
38	愛媛県	0	0	14	45
39	高知県	0	0	8	27
40	福岡県	5	6	70	198
41	佐賀県	0	0	3	7
42	長崎県	0	0	10	21
43	熊本県	1	1	17	50
44	大分県	2	2	18	27
45	宮崎県	0	0	11	26
46	鹿児島県	1	1	6	23
47	沖縄県	4	4	27	72
	<b>合計</b>	<b>66</b>	<b>87</b>	<b>1,093(40.2%)</b>	<b>3,165(43.4%)</b>

※合計欄の（ ）内の数字は全専門学校数(2,721校)、修業年限2年以上の全学科数(7,288学科)に占める割合。なお、全学科数(8,681学科)に占める認定学科の割合は36.5%である。(専門学校数、学科数は令和4年度学校基本統計による。)

※合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

# 職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

## 職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

## 職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **35都道府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和5年度。実施都道府県は下図のとおり。)
- ・ 職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加**。
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置**。

参考：職業実践専門課程の認定状況  
(令和5年3月27日時点)

- ・ 学校数：1,093校(40.2%)
- ・ 学科数：3,165学科(43.4%)

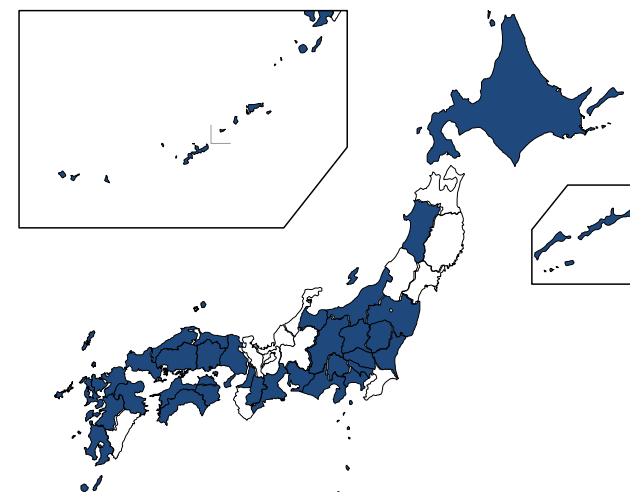
※合計欄の( )内の数字は全専門学校数(2,721校)、修業年限2年以上の全学科数(7,288学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への補助を行っている都道府県数  
(令和5年12月時点)

令和3年度：19都道府県  
令和4年度：25都道府県



**令和5年度：35都道府県**  
※特別交付税措置対象



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体(令和5年12月時点)  
(北海道、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)

# 高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校  
 【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給  
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生  
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

令和5年度予算額 5,311億円

授業料等減免 2,710億円※  
 給付型奨学金 2,601億円  
※公立大学等及び私立専門学校に係る  
 地方負担分(454億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,764億円

## 給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

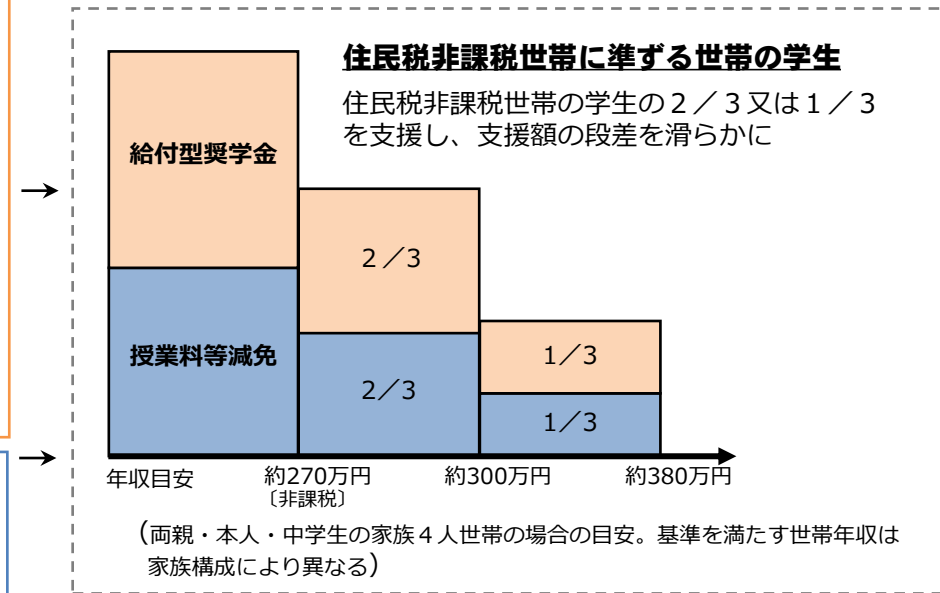
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

## 授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



## 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

## 大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

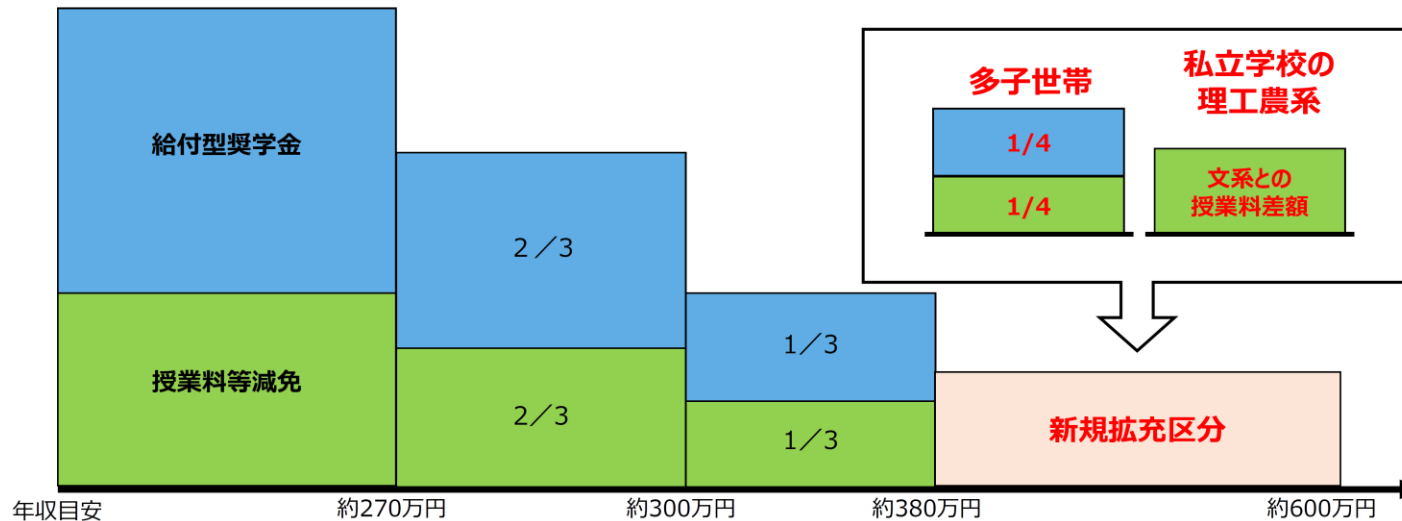
※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)

# 令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料減免等の中間層への拡大)

学部段階(大学・短大・高専・専門学校)向け

## 授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大。あわせて理工農系の中間層にも拡大。



### <支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収600万円程度までの学部段階(大学、短大、高専4・5年生、専門学校)
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯(扶養する子が3人以上いる間、第1子から支援)が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれば対象

### <支給水準>

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援(給付型奨学金と授業料等減免)
- ・理工農系支援：私立学校における文系との授業料差額  
(人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援)

【奨学金の改正について】文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 奨学金事業の充実

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shougakukin/main.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm)

【理工農系支援の対象機関について】文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度 > 高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等) > 理工農系学部学科の対象機関リスト(令和5年12月1日)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1421838\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm)





## ●「令和5年度機関要件の確認事務の実施について」

(令和5年4月20日付事務連絡(※地方公共団体修学支援新制度担当課宛)) 概要)

### 1. 機関要件の確認事務について(公立大学、公立短期大学、公立高等専門学校、公立専門学校、私立専門学校対象)

各地方公共団体におかれては、例年どおり機関要件の確認事務を進めていただきたい。学校の設置者から確認を行う都道府県知事等への申請書の提出は法令により6月末までと定められているためスケジュールに留意願いたい。なお、確認大学等の公表は例年8月となっており、具体的な日程や手続きについては、追って文部科学省より連絡予定。

### 2. 中間層への拡大に係る学科の調査について(私立専門学校のみ対象)

令和6年度から新たに負担軽減の必要性の高い理工農系学部(私立学校のみ)の学生等に対する支援を拡大。私立専門学校については、学科の属する分野が「工業関係」及び「農業関係」である学科が対象。

については、フォームを使用し、対象となる学科及び対象学科となるべく分野変更を検討している学科について、各学校より学科ごとに申請フォームにてご回答いただけるよう、都道府県から所轄の私立専門学校に依頼いただきたい。各学校の回答期限は6月末。収集した情報について文部科学省より都道府県に確認(機関要件の確認校であるか、申請された学科が設置認可の情報に基づき「工業関係」又は「農業関係」と確認できるか、等)を依頼予定。

### 3. 入学者に誤解を招かない広報活動の徹底

修学支援新制度に基づく確認を受けていない非対象機関については、入学希望者等に誤解を招かない情報発信、募集活動等に徹底していただく必要があるため、各学校において適切な対応がなされるよう周知をお願いしたい。

7. 区分を選択してください。(専門学校においては最下の選択肢を選択すること。)\*

区分I(当該学科について、学校基本調査の学科系統分類表が「理学(EF)」、「工学(G,H,I,J)」、「農学(K,L)」のいずれかであるもの。)

区分II(当該学科について、区分Iに該当しない場合であって、設置認可申請等の際提出した、「教育課程等の概要(別記様式第2号(その2の1))」の「学位又は学科の分野」欄に、「理学関係」、「工学関係」、「農業関係」のいずれか又は複数が記載されているもの。)

(専門学校のみ) 当該学科の属する分野が「工業分野」又は「農業分野」であるもの。

8. (専門学校のみ) 当該学科の設置状況を選択してください。\*

調査回答時点ですでに設置されている。

調査回答時点で設置されていないが、今後設置するべく所轄庁(都道府県等)と相談中である(設置認可済の場合を含む)。

調査回答時点で設置されておらず、現在学内で検討中である。

9. 教育課程の変更関係(当該学科について、学生募集の停止、新規開設予定などの場合には、具体的な状況を記入してください。特に専門学校において分野の変更予定を記載する場合は、変更の前後が分かるよう下記の例文にのり記載すること。  
(例: R6年度より○○分野から△△分野への変更を検討。)

回答を入力してください

(理工農系学科の調査フォームイメージ)  
 ※令和6年4月の支援拡大開始時点に対象学科となる学科の調査です。(回答は6月末まで)



回答集計後、都道府県へ回答内容の確認依頼  
 → 8月31日 対象学科一覧公表  
 (290校 1138学科)  
 ※新設学科等の情報は後日更新予定

# 「『機関要件の確認事務に関する指針(2023年度版)』及び経営に係る要件の見直しに係る今後の予定や取扱い等について」(令和5年3月27日付事務連絡)別紙3について(抄)

## I 経緯・概要(略)

## II 改正後の要件による機関要件確認審査の導入時期について

令和6年度の機関要件の確認審査から、改正後の要件による要件確認を実施予定。

## III 改正後の経営に係る要件の取扱い(留意事項)について

### (1) 「1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件」に係る留意事項

現行の確認取消しの運用においても、

- ① やむを得ない事由がある場合であって、
- ② 速やかに確認要件を再び満たすと見込まれる場合

には、当該事情を考慮して、確認要件を再び満たすまで、確認大学等に係る確認の取消しを猶予するとの運用を行うことと「機関要件の確認事務に関する指針」に記載しているところであるが、上記①のやむを得ない事由として「1.」の要件に該当しつつも、該当した要因が、学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものであることが明確であり、収容定員に対する学生数が比較的安定的に充足し、資金の流出がない場合については、猶予の対象事由として取り扱うこととする。

### (2) 「2. 収容定員に関する要件」に係る留意事項

#### ② 「専門学校の場合」における「各都道府県知事等の判断基準」について

以下のA・B2つの要件を満たす場合に都道府県知事の判断により確認取消しを猶予することができるものとする。

#### A) 地域に類似の専門人材育成を行う機関が(原則として)他に存在しないこと(以下のア、イ両方を満たすこと)

##### ア 「地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献」について

- ・ 当該課程の卒業・修了により国家試験受験資格又は国家資格が取得できる学校
- ・ 上記以外で都道府県知事が認める特定の資格取得のための教育を行っている学校
- ・ 職業実践専門課程に認定されている学科を設置する学校

のいずれかに該当

##### イ 「他の教育機関による代替の困難性」について

地域(通学圏)に同種の学科を設置する専門学校数が1校または極めて少ないこと 等

#### B) 当該学校の卒業生のうち地元で就職する者の割合が50%以上であること。

※各要件についての詳細な判断基準については今年度中に提示予定。

# 令和6年度からの機関要件及び猶予要件（専門学校）について

## 機関要件（いずれかに該当する場合対象機関としない）

1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件（下記①・②いずれにも該当すること）
- ①直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスであること
  - ②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナスであること

2. 収容定員に関する要件（専門学校）  
直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満であること

1と2いずれにも非該当

機関要件確認

①と②いずれにも該当

該当

非該当

確認取消

学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものであることが明確であり、収容定員に対する学生数が比較的安定的に充足し、資金の流出がない場合

該当

「要件を満たさなくなったことについて、(1)やむを得ない事由がある場合であって、(2)速やかに確認要件を再び満たすと見込まれる場合には当該事情を考慮して確認要件を再び満たすまで、確認大学等にかかる確認の取消しを猶予するといった運用を行う」（「機関要件の確認事務に関する指針」）

の対象事由として取扱うことが可能。

地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合は、確認取消を猶予する。

A) 地域に類似の専門人材育成を行う機関が（原則として）他に存在しないこと。**※下記ア・イ両方の条件を充足**

ア「地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献」

イ「他の教育機関による代替の困難性」

B) 当該学校の卒業生のうち地元で就職するものの割合が50%以上であること。

すべての条件を充足

都道府県知事等が認める場合は確認取消を猶予できる。

一部若しくは全条件未充足

確認取消

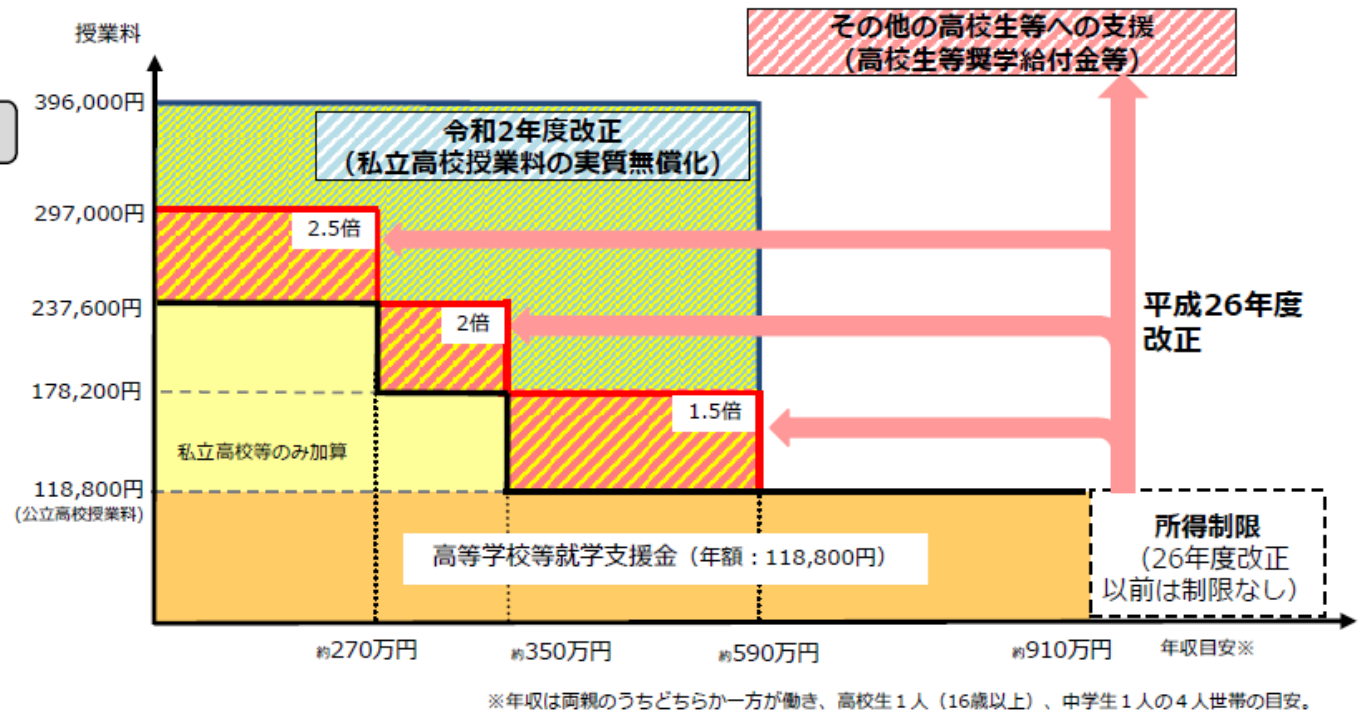
# 高等学校等就学支援金交付金制度の経緯

## 平成22年度 制度の創設

- 高等学校等の進学率が約98パーセントに達し、国民的な教育機関として教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用を社会全体で負担していくべきとして、公立高等学校については授業料を無償とし、私立高等学校等の生徒には就学支援金制度を創設。所得制限は設けられず、全生徒が対象とされた(私立に通う生徒は年収目安350万円未満の場合支給額加算。)

## 平成26年度 制度の見直し

- 制度創設後も、低所得世帯における授業料以外の教育費負担が大きいことや、公私間の教育費格差等の課題。
- このため、平成26年度から所得制限(基準額：910万円)を導入して、それにより捻出した財源を活用し、
  - ・ 私立の生徒への就学支援金の加算の拡充
  - ・ 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減のための「高校生等奨学給付金」制度の創設

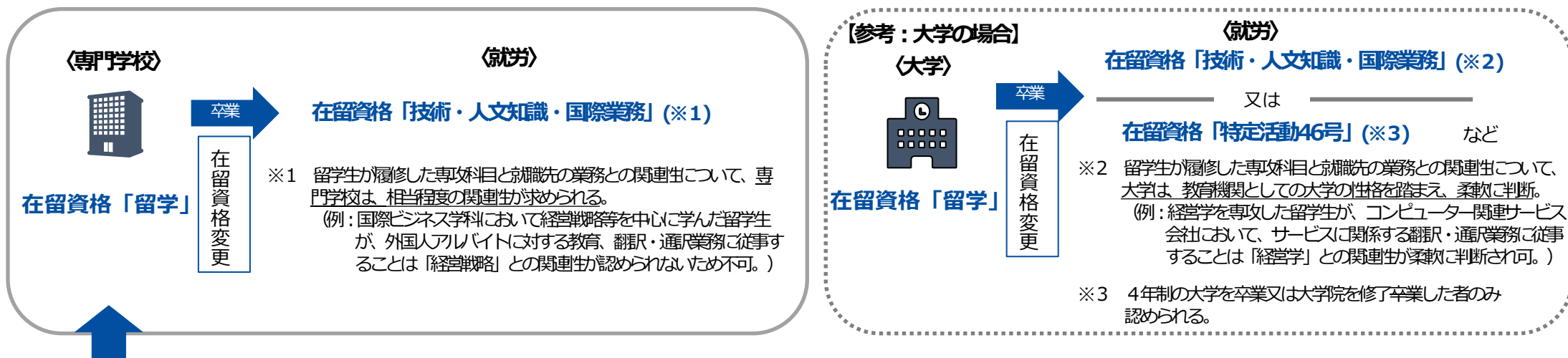


## 令和2年度「私立高等学校の授業料の実質無償化」について

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)において「私立高等学校の授業料の実質無償化」が盛り込まれ、その後、骨太方針2019等にも盛り込まれた。
- こうした政府方針を踏まえ、2020年4月から、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現。

# 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）

## ◆ 留学生が日本で就職する場合の在留資格の切り替えについて（文部科学省が認定した専門学校については大学と同じ取り扱いとする）



## 外国人留学生キャリア形成促進プログラムによる認定

○経済団体等からの要請も踏まえ、令和5年度より、新たな認定制度として外国人留学生キャリア形成促進プログラムを創設。文部科学省が認定した質の高い専門学校については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「特定活動46号（※認定を受けた専門学校（4年制）を修了して高度専門士の称号を得た留学生に限る。）」の変更について、大学と同じ取り扱いとすることを検討。

○制度の運用に当たっては、下記認定要件及び別紙に沿って、卒業等の実績のない学科や、在留管理等が不適切であると考えられる学科を認定しない、要件を満たさなくなった学科は認定取消しを行う、など適切に対応。

（令和5年度認定スケジュール）

申請受付：令和5年6月21日～8月10日 公表：調整中 ※来年度以降も毎年度申請を受付予定。

### ☑ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定要件

※基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施

- ①職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。  
(企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する制度)
- ②経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること（修学支援新制度の機関要件と同一）。
- ③認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、かつ、日本人生徒との交流の機会が確保されており、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上であることを想定）が行われるとともに、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること。
- ④外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

## 4つの要件の運用について

### ○職業実践専門課程として認定済みであること

- 職業実践専門課程として認定以降の卒業生の実績がない学校は外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定対象としない
- 毎年の情報公開、学校評価を実施していない場合は認定取消し。第三者評価も義務化

○職業実践専門課程(認定要件)【平成25年度創設】

- ①修業年限2年以上であること、②教育課程編成委員会を設け企業関係者を参画させていること、③企業と連携した実習等を行っていること、④企業と連携した教員研修を行っていること、④学校評価に企業関係者を参画させていること、⑤その評価結果を公表していること など

### ○財務条件

- 経常収支のプラスマイナス、貸借対照表(運用資産と外部負債の差額)のプラスマイナスを客観的に確認

### ○留学生数

【原則】 留学生数が学生数の2分の1以下であること。

- 過去3年間に留学生の卒業実績がない学科は認定対象としない

【例外】 2分の1以上の場合は、本邦での就職率が9割以上、かつ、日本社会の理解促進に関する科目300時間以上

- 卒業生に対する就職希望者の割合が低いところは認定対象としない

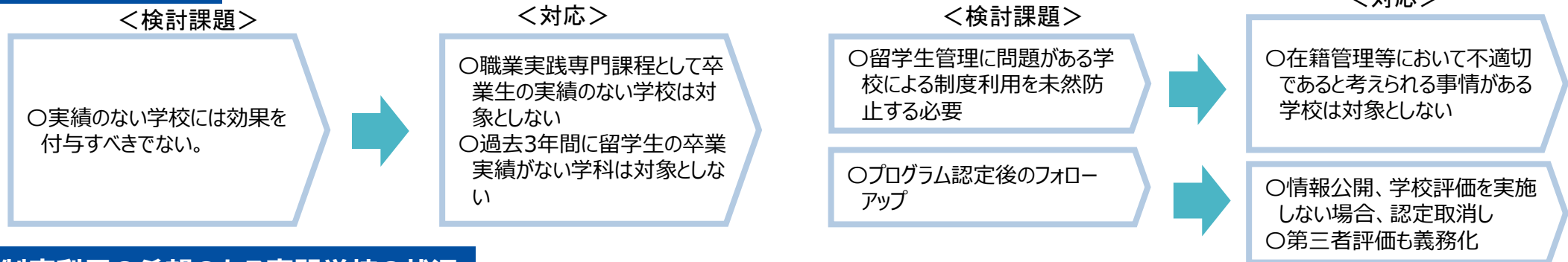
- 300時間には低レベルの日本語教育(N3、N4レベルの者を対象とした日本語教育など)はカウントしない

### ○その他外国人の受入れに関する不適切な事情がないこと

- 在籍管理等において不適切であると考えられる事情の他、本制度の趣旨に照らして不適切な事情、例えば、極端な進路指導をし就職希望者を過少に報告することや、就学状況不良等の者が一定数以上いること等があれば、認定対象としない

→ **以上の4要件を満たさなくなった場合は認定取消し**

## 検討課題と対応



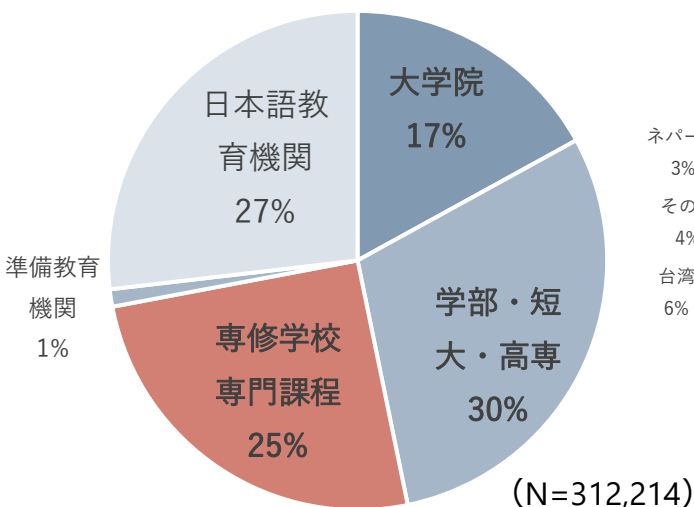
## 制度利用の希望のある専門学校の状況

- 調整中。全専門学校の10%程度。留学生受入れ総数の15%程度が対象
- 対象学生は、工業、文化教養(デザイン、アニメなど)、商業実務、服装(アパレルデザイン)が多くなる見込み

# 専門学校における留学生の概略

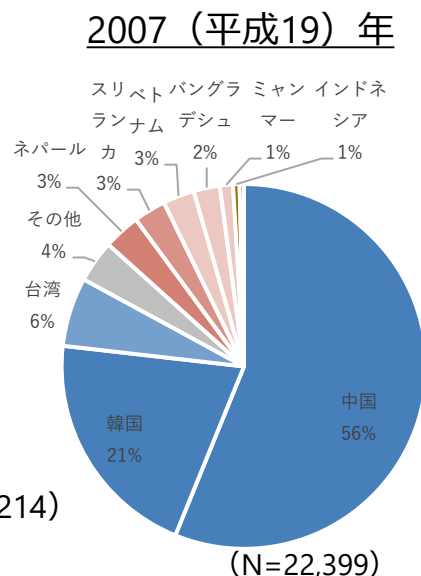
- 留学生30万人計画を達成した2019年度において、留学生総数の25%が専門学校に在籍
- 近年、ベトナムやネパールの留学生が増加傾向
- 日本で就職を希望する専門学校の留学生の割合は7割程度である一方、実際に日本で就職した学生は4割程度に留まっている状況

## ● 留学生総数に占める割合



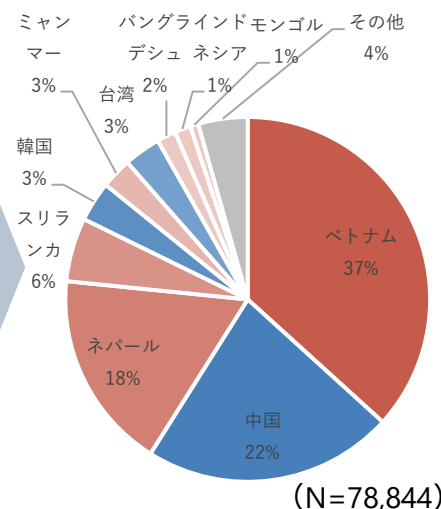
出典：日本学生支援機構  
「2019（令和元）年度外国人留学生在籍状況調査」

## ● 国別留学生割合

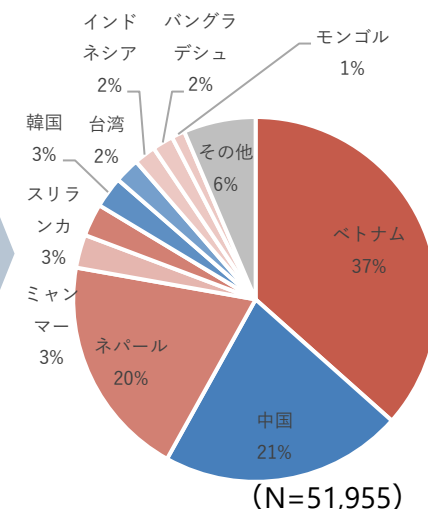


※留学生30万人計画を達成した年

### 2019（令和元）年



### 2022（令和4）年



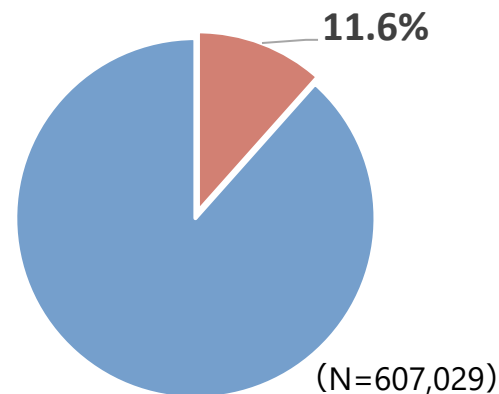
出典：日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

## ● 日本での就職を希望する者と、実際に日本で就職した者の割合等

日本での就職を希望する者の割合※1	→	実際に日本で就職した者の割合※2
69.9%	→	39.2%

出典：  
※1 日本学生支援機構「令和元年度私費留學生生活実態調査」  
※2 日本学生支援機構「令和元年度留學生進路状況・学位授与状況調査」

## ● 留学生割合（推計）



出典：日本学生支援機構「2022（令和3）年度外国人留學生在籍状況調査」  
文部科学省「令和3年度学校基本調査」

# 高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業

令和6年度予算額（案）  
（新規）

119百万円



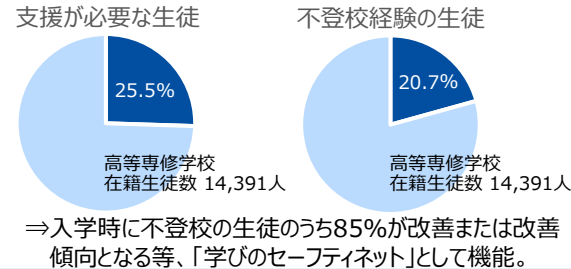
文部科学省

## 現状・課題

### ①多様な学びを保障する高等専修学校

- 高等専修学校について
    - ・3年制 … 約55%（うちおよそ9割が大学入学資格付与校）
    - ・1～2年制 … 約45%（大部分が准看護、理美容、調理）
  - 卒業後は、就労42.1%、専門学校進学32.9%、大学進学7.5%等
- ⇒後期中等教育における職業教育機関として、産業界との連携促進が必要。

### ②誰一人取り残さないための学校種



### ③認知度向上の必要性

- 高等専修学校について「よく知っている」と回答した中学校教員は29%  
※東京都の中学校教員に対する認知度アンケート調査結果
  - 都道府県の教育振興基本計画において高等専修学校の位置付けを明記しているのは2件
- ⇒「骨太の方針2023」やCOCOLOプラン、国の教育振興基本計画に位置付けられた（R5）ことも踏まえ、今後の周知活動や、都道府県と連携した更なる振興が必要。

## 事業内容

### ①都道府県との連携による高等専修学校機能強化の先導的モデル構築プロジェクト

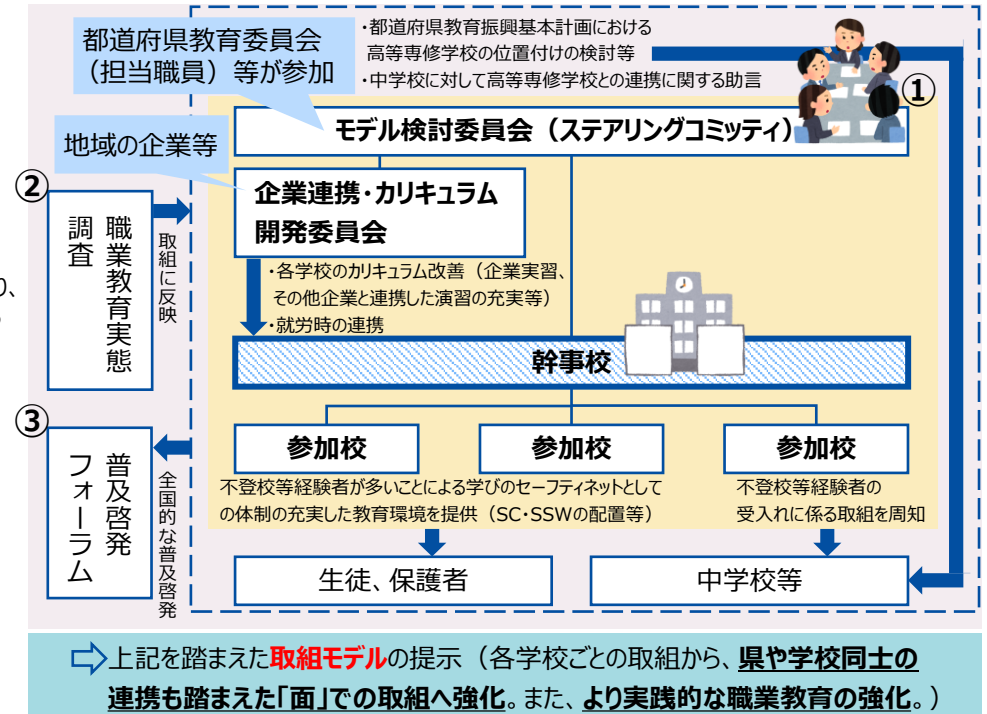
- 高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。  
（想定されるカリキュラム・指導体制）
    - ・地元企業等と連携した実習、研修
    - ・実務経験のある教員の配置
    - ・SC・SSWの配置 等
  - 件数・単価：5箇所（※）×約1.9百万円
- ※高等専修学校に対する助成措置の拡充について、都道府県協会から都道府県知事に要望を行っており、高等専修学校と都道府県が連携し機能強化を図る先導的モデルの構築に関心がある都道府県の数。

### ②高等専修学校における職業教育実態調査

- 高等専修学校における職業教育の実態を把握するため、全国的な調査・分析を実施し、上記の取組に反映させる。
- 件数・単価：1箇所×約1.9百万円

### ③成果の普及啓発に向けたフォーラムの開催

- 上記の取組で得られた成果について、都道府県の垣根を越えて全国的な普及啓発を行うことを目的としたフォーラムを実施する。
- 件数・単価：1箇所×約4百万円



## アウトプット（活動目標）

- ◆所轄庁である都道府県がプログラムやモデルカリキュラム等の開発、普及啓発に関わる体制の構築。 ⇒ 5地域

## アウトカム（成果目標）

開発したモデルカリキュラム等を活用し、全国の高等専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実。

## インパクト（国民・社会への影響）

都道府県行政における高等専修学校の位置付けの明確化（都道府県教育振興基本計画への明記等）。高等専修学校の認知度向上（中学校教員等）。

担当：総合教育政策局生涯学習推進課



専修学校を取り巻く状況

<専修学校の特徴>

- 全国約3,000校で60万人が学ぶ実践的な職業教育機関 (うち専門学校は約2,700校、55万人)。
- 企業等と連携したカリキュラム。30以上の国家資格の学歴要件。IT人材も年1万人。地元就職率が高い。多様な層に学びの機会を提供。
- 「高等教育のグランドデザイン」答申 (H30) との関係 (社会の変化に即応できる制度的特徴は生かしつつ、情報公開・評価などの質の保証は更に推進する必要)

<社会の変化>

- 少子化の加速に伴う人手不足の顕在化。医療・福祉、工業等の社会基盤を支える人材確保の必要。
- 人生100年やデジタル社会の到来。それに伴う、リカレント・リスキリングを含む、職業教育等の重要性の高まり。
- 国際競争力の相対的低下 (訪日留学生も変化)。質を確保し戦略的に留学生の受入れを進める必要。
- コロナ禍後の変化 (テレワーク、オンライン教育の普及)

<政策の変化>

- 職業実践専門課程の推進。特別交付税措置 (R4~)。R5時点で35都道府県で実施。
- 給付型奨学金や授業料減免からなる、高等教育の修学支援制度 (R2~)。R6に多子世帯、理工農系進学に係る対象者を拡大。R7に多子世帯に係る所得制限を設けない方針。
- 私立学校法の改正 (R5改正。R7施行)。これを踏まえた実効性のあるガバナンス改革の推進。

専修学校の人材育成における質の向上と、社会基盤を支えるために不可欠な人材の輩出を

引き続き進めていくため、以下の3つの柱を中心とした振興策を提言

振興策の3つの柱+その他

期待される具体の取組

① 実践的な職業教育の推進

制度改正関連 ➤、-

- 職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた、学校教育法の改正を含む制度改正の検討 (専門課程)
  - 大学等との制度的整合性を高めるための措置 (専門課程における単位制への移行、入学者要件を大学等と同等に、在籍者の呼称を生徒から学生に変更)
  - 専門課程修了者の学習継続の機会の確保や社会的評価向上のための措置 (専攻科の制度化、称号 (専門士) の位置付けの明確化)
  - 教育の質の保証を図るための措置 (自己点検評価の義務化、独立した専門の評価機関による評価の努力義務化)
- 職業実践専門課程の数の拡大・質的改善
- 教職員の資質向上 (体系的・組織的な研修の推進など)

② 社会人・留学生の受入れ拡大

- 履修証明プログラムや専攻科の制度化等 (社会人受入れ促進)
- 外国人留学生キャリア形成促進プログラム (CP) の創設と、その厳格な運用 (認定校の留学生は就労時の在留資格の切替えが円滑化)

③ 修学支援新制度の中間層への拡充等への対応

- 分野の概念の整理
- 情報系学科への対応

④ その他

- ISCEDでの高度専門士の位置付けの見直し
- 高等専修学校の学びのセーフティネット機能の強化
- 広報・情報公表の強化
- オンライン教育の推進 等

国 (文科省)

制度改正関連 ◆

- ◆ 必要な制度改正 (法令改正、ガイドラインの見直し等)
- ◆ 職業実践専門課程
  - 企業等と連携した実習の実施状況等の調査、要件見直しの検討。
  - 独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入の検討
- ◆ 教職員の資質向上
  - 教員研修の体系化の調査研究
- ◆ 社会人・留学生の受入れ拡大
  - 履修証明プログラム【R4.6済】
  - 外国人留学生CP【R5.6済】
- ◆ 修学支援新制度の対象拡大
  - 対象の理系分野の明確化
  - 情報系の学科に係る設置基準緩和【R5.2済】
- ◆ ISCEDの見直し調整【R5.6済】
- ◆ オンライン教育ガイドラインの策定

など

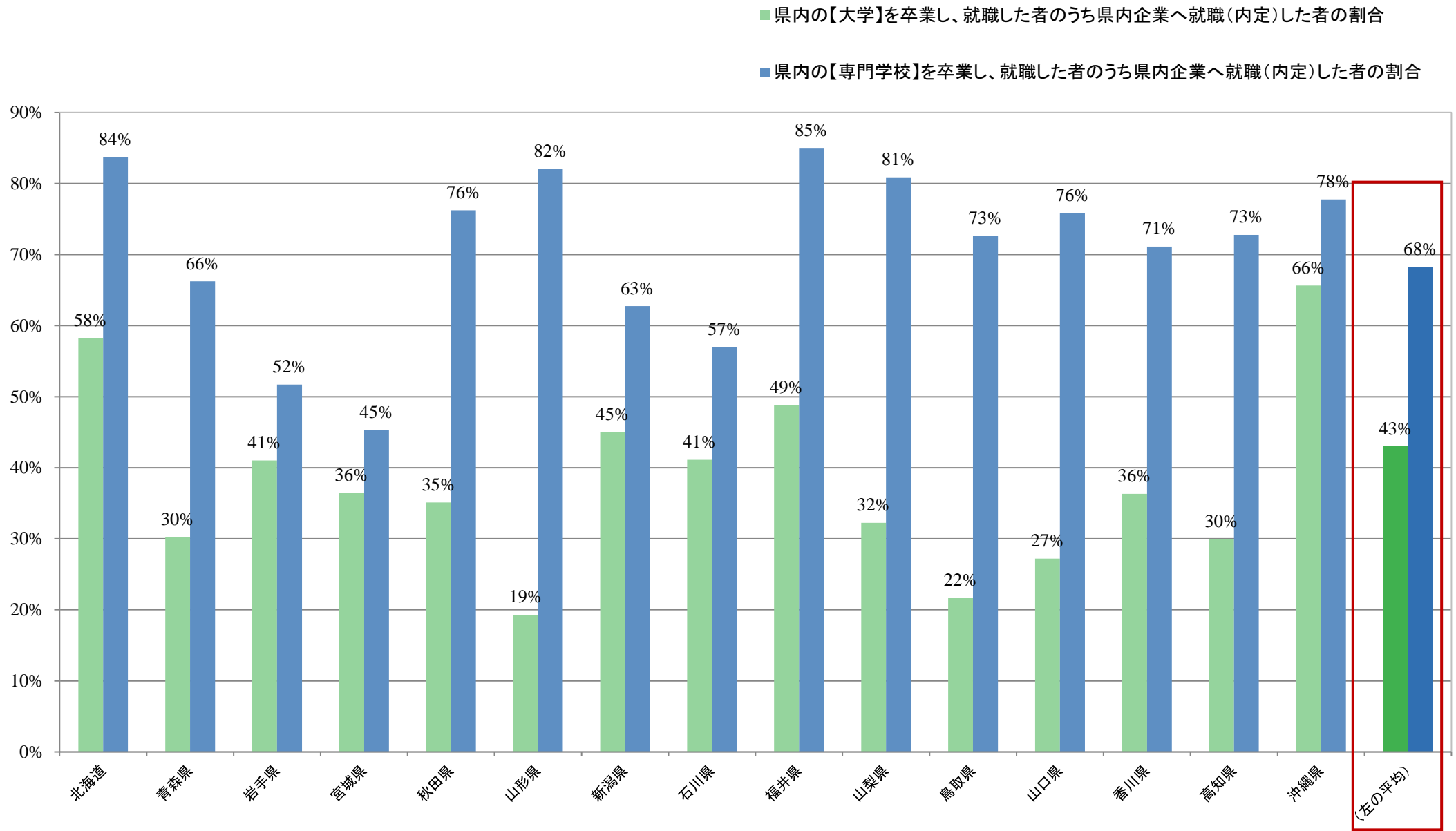
都道府県 (所轄庁)

- ◆ 制度改正に伴う、各都道府県で定める認可基準等の見直し及び届出の受理
  - 入学者要件の見直しに伴うもの
  - 単位制への移行等に伴うもの
  - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 特別交付税措置等を踏まえた、職業実践専門課程の推進
- ◆ 修学支援新制度見直しへの対応 など

各専門学校等

- ◆ 制度改正に伴う学則の変更
  - 入学者要件の見直しに伴うもの
  - 単位制への移行等に伴うもの
  - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 単位制の導入に伴う各科目の修了要件の明確化
- ◆ 自己点検評価の実施と情報公開
- ◆ 独立した専門の評価機関による評価を受けることの検討
- ◆ 左記施策を活用した、社会人や留学生の受入れ推進 など

# 専門学校・大学卒業者における地元就職の状況



令和5年3月卒業者の状況  
文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成)